

### 3 佐藤英行議員



- 1 職員給与の減額について
- 2 男女平等参画計画の進捗状況について
- 3 岩内町が所有、管理している美術品について
- 4 泊原発の再稼働について

#### 1 職員給与の減額について

市民自治を考える会の佐藤です。4項目の一般質問をいたします。昨日の一般質問との重複するところもあるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

まず1項目めですけれども、職員給与減額について。平成24年12月下旬に誕生した第2次安倍内閣は、東日本大災害の復興財源捻出理由に国家公務員の給与を平成24、25年度の2年間、平均で7.8%減額。都道府県や市町村の職員に対しても足並みをそろえるよう、7月からの削減を要請しておりますが、この問題に関して、町長の見解をお尋ねします。

まず1つ目、これまで国と地方自治体間で協議の上進めてきました、地方分権の理念を無視し、平成11年以前の中央集権の政治体制に逆戻りするものではないかと考えますが、町長のご見解を承りたい。

2つ目、本町職員の給与は、人事院勧告に準じた給与体系遵守してきたものと理解しておりますが、町長のご見解を承りたい。

また、平成24年度の本町のラスパイレス指数をお知らせください。

給与条例の一部改正案を今定例会に追加提案するお考えでしょうか。

3つ目、政府は給与削減分に相当する地方交付税削減を決定しているようですが、本町の削減額はいくらになりますか。

4つ目、職員の給与引き下げは、町の経済や職員の仕事に対する意欲の面などを考えるときにマイナス面が大きいと思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

**【答 弁】**

**町 長：**

1点めは、職員給与の減額について、4項目のご質問であります。

1項めは、地方分権を無視し、中央集権の政治体制に逆戻りするものではないかとのご質問であります。

この度の国家公務員の給与減額支給措置に係る地方公共団体職員の給与につきましては、「東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題」との閣議決定を受け、総務大臣より、全国の各地方公共団体に対し、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところであります。

地方公務員の給与制度は、大きくは、情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則及び条例主義の原則の4つの原則に基づくものであり、道や他町村の動向の把握等を行いながら、町における対応について検討をしてきたところであります。

町としましては、今回の要請については、東日本大震災の復興を支援するため、期間を限定した要請であることや他町村における給与減額の方針など総合的に勘案した結果、国の要請に沿いながらも、町職員給与の実情を考慮した給与減額支給措置を行うこととし、その旨、職員組合に提案し、協議を行って参ったところであります。

したがいまして、この度の職員給与の減額は、私にとって苦渋の決断であります。国からの要請の趣旨及び先の4原則に基づいたものであり、また、給与に関する条例改正の提案権は、地方公共団体の権限であることから、町として総合的に判断すべき事項であると考えております。

2項めは、職員給与における人事院勧告に準じた給与体系遵守についてであります。

職員の給与体系につきましては、基本的には、人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系を基本としながら、町の実情に沿った給与制度として条例等に規定し、運用しているものであります。

次に、平成24年度の本町のラスパイレス指数についてであります。その指数は103.2となっております。

なお、国家公務員の時限的な給与改定の措置が無かった場合の指数は、95.4となっております。

次に、給与条例の一部改正案の今定例会への追加提案についてであります。1項めでお答えいたしましたとおり、今回の国からの要請を受け、職員組合との協議を重ねた結果、先般、同組合との協議が整ったことから、関係する条例の一部改正につきまして、本定例会に追加議案として提案して参りたいと考えております。

3項めは、地方交付税の削減額についてであります。

平成25年度における普通交付税の正式な算定は今後となります。本年度の当初予算編成時における総務大臣通知に基づく資料を用いた試算値では、約4,400万円の減額になるものと試算しております。

また、本年度の普通交付税においては、地域経済の活性化への取り組みに対し、これまでの行政改革などの実施による職員数の削減努力に応じたもの

として、新たに地域の元気づくり推進費が、普通交付税の基準財政需要額の算定費目に加えられ、約3,200万円算入される見込みであります。

4項めは、給与引き下げによる町の経済や職員の仕事に対する意欲についてであります。

職員の給与は、公共的団体等の給与の参考ともなっており、少なからず、町の経済への影響も懸念しているところでありますが、これまでにない、未曾有の東日本大震災からの復興支援に係る措置であることから、被災地の1日でも早い復興を願うものであり、町民の皆様方のご理解をお願いするものであります。

また、職員の仕事に対する意欲等につきましては、給与減額にあたり、職員組合との協議が整ったことから、職員の一定の理解が得られたものと考えておりますが、今後とも、職員がやる気をもって業務が行えるよう、配意して参りたいと考えております。

### < 再 質 問 >

まず1項目めの職員給与の減額の関係でありますけれども、公務員は労働三権に制約を受けております。その代償措置として、人事院勧告制度が儲けられているわけです。

公務員給与は、その検討は人事院勧告に基づくものと理解をしております。国家公務員の給与削減を利用とする地方公務員給与削減の要請は、人事院が減額勧告をしていない中での削減であり、また削減要求であると思っております。

先程町長は、他町村を参考にしてという答弁をされましたが、北海道においても給与削減をしない町村もあると報道されております。これまでの労使の慣行と人事院勧告をないがしろにする国の姿勢に与することなく、毅然とした姿勢で職員の給与を守るそのように考えますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

### 【答 弁】 町 長：

1点目は、職員の給与減額支給措置に関する質問であります。

職員の給与につきましては、先程お答えいたしましたとおり基本的には人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系を基本としておりますが、町としましてはこれまでもこれを基本として労使協議により、職員の一定の理解を得ながら給与等の決定を行ってきたものであります。

したがって、今回の給与減額措置につきましても国の要請に添いながらも、町職員の給与の実情を考慮した措置であり、また職員の一定の理解を得られたものと考えておりますことから、今後とも労使協議を前提とし、町としての方針を決定して参りたいと考えております。

## 2 男女平等参画計画の進捗状況について

次に2項目めでございます。男女平等参画計画策定の進捗状況についてであります。

平成24年第2回定例会において、男女共同参画社会基本法に「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めなければならないと規定していることから、私は岩内町においても男女平等参画計画策定に積極的に作成するべきではないかと質問いたしました。それに対し町長は「道内における計画の策定状況や内容なども調査・研究し、計画の策定なども含め、検討する」と計画策定に前向きな答弁されております。

よって、以下のことをお尋ねいたします。

1つ目、現在、男女平等参画基本計画の策定に向けて進捗状況はどのような段階にあるのか。

2つ目、また、いつをめぐりに基本計画を策定するのか。

町長の見解を伺います。

### 【答 弁】

#### 町 長：

2点めは、男女平等参画計画の進捗状況について、2項目のご問であります。

1項めは、男女平等参画基本計画の策定に向けての進捗状況についてありますが、2項めの基本計画の策定のめどと関連がありますので、合わせてお答えいたします。

平成11年に施行した「男女共同参画社会基本法」では、国及び都道府県に対し男女共同参画計画の策定を義務づける一方、市町村に対しては、計画を定めるように努めなければならないと規定しております。

これに関し、本年5月に北海道が取りまとめた「男女平等参画に関する市町村アンケート結果」では、計画を策定しているが、39市町村、策定予定が、3市町村、検討中が、16市町村、予定なしが、121市町村となっております。

この回答のうち、予定なしの理由としては、「条例・計画がなくても推進している」が最も多い状況となっております。

町においては、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うための参画を促すため、家庭・社会環境の整備や率直な意見を述べる場が必要であるとの考え方に立った種々の施策・事業の推進が重要と考えており、これまで、審議会など附属機関の委員の選任の際の女性の参画機会の確保や、女性が社会参加しやすい環境整備のため、学童保育の実施などの施策を取り進めているところであります。

したがって、町としましては、今後とも、これらを推進しながら、計画を策定した場合、より実効性のある計画となるよう、道内における計画内容の調査・研究を行いながら、計画策定の時期も含め、引き続き検討して参りたいと考えております。

### **< 再質問 >**

えー、2項目めの男女参画基本計画策定については、これまでやってもまだ調査研究ということが必要ということなので、これはまた別の機会に質問をしたいと思います。

### 3 岩内町が所有、管理している美術品について

岩内町が所有、管理している美術品についてであります。

平成25年度町政執行方針のなかに「芸術・文化の振興に努める」とあり、特に岩内町は絵画に対する関心が高いと言われております。指定管理者が木田金次郎美術館の運営をしており、児童、生徒や町民が各種展覧会において入賞している事例も少なくありません。

また、岩内町の施設や学校等には美術品、主に絵画が飾られており、その数は少なくないと思われます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、現在岩内町が所有している美術品の種類は何種類か。

2つ目、そしておのこの点数は何点か。

3つ目、管理状態はどのようなになっているのか。

以上お答えいただきたい。

#### 【答 弁】

##### 町 長：

3点めは、岩内町が所有、管理している美術品について3項目にわたるご質問であります。

1項めの、所有している美術品の種類は何種類かと2項めの、おのこので何点かについては関連がありますので、合わせてお答えいたします。

おおまかではありますが、美術品の区分ごとの数量につきましては、絵画が242点、書画が10点、陶器が1点、刺繍が2点、押し花が1点、銅版レリーフが1点の6種類で、合計257点となっております。

3項めは、管理状態はどのようなになっているのかであります。

各施設の中で、特に多くの美術品を管理している木田金次郎美術館におきましては、温度・湿度の管理された適切な状況で、展示、また保管をしております。

また、美術館以外の各施設においては、美術館のような適切な環境とはなっておりませんが、展示している美術品については、職員の目視による管理、また、展示していない美術品については、き損しないよう倉庫等に保管している状況となっております。

## < 再質問 >

次に、美術品の所有、管理の関係でありますけれども、木田金次郎美術館以外はおのこの場所であるということでありまして、平成26年に小学校が統廃合して中央小学校が廃校になるということで、このように従来の施設の用途廃止や用途が変更になった時に往々にして今までのあったものが逸失したりあるいは不明になったり、破損やき損するケースが多々あります。

そうゆうことがないよう、この機会に早急に全体のデータベース化して、管理をしていくという考えがないのかお伺いをいたします。

### 【答 弁】

#### 町 長：

2点目は、美術品についてデータベース化を図るべきではないかのご質問でございます。

美術品のデータベース化につきましては、美術館と同程度の台帳、一覧表を整備しており、総務財政課財政担当に保管しております。

施設の用途廃止などにより、美術品の移設が必要となる場合においては、他の物品に先がけて移動させる等、移動させる等、破損や毀損することのないよう、適正な管理に努めてまいります。

## < 再々質問 >

美術品のデータベース化は美術館ではしているということでありまして、先程の答弁の中であのいわゆる美術品の種類を答弁いただいたわけですが、その時町長はおおむねということばをつけました。そのおおむねというのは、不確定の要素が含んでることなので、これは是非とも全町的なデータベース化をするというこれは絶対必要なことだと私は考えます。

美術館のみならずやはり各種のたとえば、会館、小学校、中学校、公共施設における絵画のベース化をこれを是非とも必要だと考えますので、これについて再度データベース化についての考えを教えてください。

### 【答 弁】

#### 町 長：

美術品のデータベース化につきましては、美術館と同程度の台帳、一覧表を整備しており、総務財政課財政担当に保管しております。

施設の用途廃止などにより、美術品の移設が必要となる場合においては、他の物品に先がけて移動させる等、移動させる等、破損や毀損することのないよう、適正な管理に努めてまいります。

## 4 泊原発の再稼働について

4項目め、泊原子力発電所の再稼働についてであります。

北海道電力は1号機を今年12月、2号機を翌1月そして3号機を6月に再稼働するべく7月に示される今までの安全審査指針に変わる新規制基準に基づき審査申請をすると発表しています。

しかし、北電が行うべき安全対策は、防潮堤の設置、高台への非常用発電機の設置、新規貯水設備の設置、事故時の指揮所いわゆる免震重要棟等々とまだ完成していません。外部に放射能を放出しながら原子炉圧力の逃すフィルター付ベント設備の設置についても然りです。また、構内を走っている11条の断層は活断層ではないと北電は主張しているが、規制委員会の中から事業者からのデータで判断することに対して疑問が投げかけられています。さらには福島第一原発の事故原因の解明もいまだされていません。

そこでお伺いします。

1つ目、泊原発の再稼働についてどう考えているのか。

2つ目、再稼働に対しての地元自治体の同意は必要と考えているのか。

3つめ、再稼働は安全協定2条の事前協議に該当するのか。

以上、町長の見解を伺いします。

### 【答 弁】

#### 町 長：

4点めは、泊原子力発電所の再稼働について、3項目のご質問であります。

1項めは、泊原子力発電所の再稼働について、どう考えているのか、とのご質問であります。

泊発電所については、全機が定期検査で停止しておりますが、現在、原子力規制委員会において、様々な分野の専門家が参加し、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全性確保の観点から「新たな規制基準」の策定作業が進められており、本年7月中旬に施行される予定と伺っております。

泊発電所を含む原子力発電所の再稼働については、この規制基準に基づく審査を経て、安全性が確保された後に、再稼働の手続きが進められるものと認識しておりますが、町といたしましては、泊発電所の再稼働については、何よりも安全・安心の確保が最優先と考えており、原子力規制委員会における厳正な審査を踏まえ、国において適切に判断されるべきものと考えております。

2項めは、再稼働に対しての地元自治体の同意は、必要と考えているのか、とのご質問であります。

原子力発電所の再稼働に係る地元自治体の同意について、同意を必要とする根拠は法令に規定がなく、また、岩宇4町村及び北海道が北海道電力株式会社と締結している、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」いわゆる安全協定にも定めはありません。

このため、これまでも、定期検査後の再稼働については、国による総合負荷性能検査の終了をもって、事業者が再稼働してきたところであります。

一方、福島での事故を踏まえ、原子力発電所の再稼働についての様々な国民世論を背景に、国の考えとして、「安全性が確保された場合は、地元の理解



と協力を得て再稼働を進める」との新聞報道がなされておりますが、現時点では、具体的にどのようなプロセスで再稼働が進められるのか、明らかになっておりませんので、引き続き国の動向を注視してまいります。

3項めは、再稼働は安全協定第2条の事前協議に該当するのか、とのご質問であります。

安全協定第2条は、計画等に対する事前了解事項を規定しており、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新增設、変更、廃止しようとする場合は、事前了解が必要と定めております。

また、安全協定の運用に関する細則においても、事前了解の対象となる場合として、いわゆる原子炉設置変更許可を受ける場合。取放水の位置、方式、量などを変更する場合と規定しており、再稼働については、現在の安全協定第2条の事前了解事項の対象にはなっていないところであります。

### < 再質問 >

次に、泊原発の再稼働の関係でございますけれども、えー先程、再稼働は安全協定第2条の事前協議に該当しないという回答がありましたが、安全協定の第2条まあ先程、町長が答弁したとおりえー事前に了解を得るものを指定しているわけですけども、その中に主要な施設を新增設し、変更しまたは廃止しようとうんぬんとあります。

その中で外部環境に放射性物質の放出を前提とした原子炉格納容器のフィルター付きベントの設置は当初の設計にないものであります。ないものを今回やるということになりますと、当然事前協議の対象となると考えますけども、見解を伺いたいと思います。以上であります。

#### 【答 弁】

##### 町 長：

3点めは、泊原発の再稼働について、フィルター付ベントの設置が、安全協定第2条に該当するのでは、とのご質問であります。

現在の安全協定の内容では、再稼働が事前了解事項の対象にはなっておりませんが、新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、ご質問の設備を含む、再稼働のための個々具体の安全対策等が、事前了解事項に該当するのかなどの、疑義が生じた場合には、協定当事者間で協議することとなっております。

以上です。

### < 再々質問 >

それと泊原発の再稼働の関係でございますけども、いわゆる今の安全協定の事前協議の項目にないという項目が、何回もおっしゃいましたがなければ作ればいいんです。やはり町長がゆうような、安心、安全な原発ということが第1にあげるんであれば、事前協議の対象にするということが、町としてすべきなんです。その辺の見解をお願いします。

#### 【答 弁】

##### 町 長：

2点目は、事前了解の該当項目として、追加すべきとのご質問であります。新たな規制基準の詳細を踏まえた中で、ご質問の設備を含む、再稼働のための個々具体の安全対策等が、事前了解事項に該当するかどうかなどの、疑義が生じた場合には、協定当事者間で協議することとなっております。